

岩手県告示第498号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和8年9月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
久慈眼科クリニック	久慈市長内町第32地割12番地4	令和8年9月1日
つくし薬局竹山店	一関市竹山町6番1号 竹山ビル1階	〃
かじか薬局	和賀郡西和賀町湯本30地割81番地1	〃
みなとや調剤薬局	宮古市大通一丁目3番29号	令和8年9月7日